

中国税務速報

2018年9月20日

1. 財政部税務総局による2018年第四四半期個人所得税の控除費用と税率の適用の問題に関する通知

第十三回全国人民代表大会常務委員会第五回会議の審議を通過した「全国人民代表大会常務委員会による『中華人民共和国個人所得税法』の改正に関する決定」により、今回2018年第四四半期において納税者に適用する個人所得税の控除費用と税率の関連問題について、以下の通知を行います。

1) 給与所得に適用する控除費用と税率の問題について

納税者が2018年10月1日以後（当日を含む）実際に取得した給与所得について、控除費用は統一的に月ごとに5,000元として執行します。且つ、個人所得税の税率表により課税所得額を計算します。納税者が2018年9月30日以前（当日を含む）に実際に取得した給与所得については、控除費用は税法が改正される以前の規定により執行します。

2) 個人事業主、個人独資企業、合弁会社の自然人投資者、企業および公的機関の請負・リース経営者の生産・経営所得の課税方法の問題について

(1) 個人事業主、個人独資企業、合弁会社の自然人投資者、企業および公的機関の請負・リース経営者が2018年第四四半期に取得した生産・経営所得について、控除費用は月ごとに5,000元で執行します。第三四半期については控除費用は月ごとに3,500元として執行します。

(2) 個人事業主、個人独資企業、合弁会社の自然人投資者、企業および公的機関の請負・リース経営者が2018年に取得した生産・経営所得について、年度課税所得額を用いて前の第三四半期の税額と第四四半期の税額をそれぞれ計算します。その内、前の第三四半期の税額は税法改正以前の規定の税率と前の第三四半期の実際の経営月の加重平均により計算します。第四四半期の税額は税法改正以後に規定された税率と第四四半期の実際の経営月の加重平均により計算します。

3) 「財政部 国家税務総局による個人事業主、個人独資企業、合弁会社の自然人投資者の個人所得税の費用控除の標準を調整する通知」（財税（2011）62号）は2018年10月1日から廃止されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3722680/content.html>

2. 財政部 税務総局による機電 文化等の生産品の輸出増値税還付率の向上に関する通知

輸出増値税還付政策の完全化のため、機電、文化等の生産品に対して輸出増値税還付率を引き上げます。関連事項について、以下の通知を行います。

1) 多部品集積回路、非電磁干渉フィルタ、書籍、新聞等の生産品の輸出増値税還付率を16%まで引き上げます。

竹彫刻、木扇子等の生産品の輸出増値税還付率を13%まで引き上げます。

玄武岩繊維及びその製品、安全ピン等の生産品の輸出増値税還付率を9%まで引き上げます。

輸出増値税還付率を引き上げるリストは以下のリンクをご参照ください。

2) 本通知は2018年9月15日から執行します。本通知に挙げられた貨物の輸出増値税還付率は、輸出貨物の通関書類に明記した輸出期日により区分します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3722995/content.html>

3. 国家税務総局による、設備 器具の控除と企業所得税の政策の執行の問題に関する公告

「中華人民共和国企業所得税法」及びその実施条例（以下企業所得税法とその実施条例と略称します）、「財政部 税務総局による設備 器具の控除が企業所得税に関する政策に関する通知」（財税（2018）54号）の規定により、今回設備、器具の控除と企業所得税の政策の執行の問題について、以下の公告を行います。

- 1) 企業が2018年1月1日から2020年12月31日までに購入した設備、器具について、単位価値が500万元を超えない場合、一括で当期原価に計上でき課税所得額を計算する時、控除できます。年度別減価償却を計算する必要はありません（以下一括税前控除政策と略称します）。
- 2) 固定資産を使用のため投入した月の翌月の所属年度に一括で税前控除します。
- 3) 企業が一括税前控除政策を選択する場合、その資産の税務処理と会計処理が一致する必要はありません。
- 4) 企業は自身の生産・経営の計算の需要により、自ら一括税前控除政策を選択できます。一括税前控除政策を選択しなければ、以後の年度に変更できません。
- 5) 企業は「国家税務総局により改正された『企業所得税優遇政策事項処理方法』の公布に関する公告」（国家税務総局公告2018年第23号）の規定により政策を享受する関連手続きを行います。
- 6) 単価が500万元を超える固定資産については、企業所得税法及びその実施条例、「財政部 国家税務総局による固定資産の加速減価償却の企業所得税政策を完全化する通知」（財税（2014）75号）、「財政部 国家税務総局による更に固定資産の加速減価償却の企業所得税政策を完全化する通知」（財税（2015）106号）、「国家税務総局による固定資産の加速減価償却の税收政策に関連する問題の公告」（国家税務総局公告2014年第64号）、「国家税務総局による更に固定資産の加速減価償却の企業所得税政策を完全化する関連問題の公告」（国家税務総局公告2015年第68号）等の関連規定により執行します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3712534/content.html>

4. 財政部 税務総局による金融機関小型薄利企業融資利息収入の増値税の免税政策に関する通知

小型薄利企業に対する支持を増加するため、金融機関小型薄利企業融資利息収入の増値税の免税政策について、以下の通知を行います。

- 1) 2018年9月1日から2020年12月31日まで、金融機関が小型企業、超小型企業と個人事業主に少額融資を提供することから得られる利息収入の取得について、増値税を徴収しません。
- 2) 本通知の金融機関は、人民銀行、銀保監会の許可をもらって成立して、監査管理部門の去年度の「両増両控」の審査を通過した機関、及び人民銀行、銀保監会、証監会の許可をもらって成立した開発銀行と政策性銀行、外資銀行と非銀行業金融機関を指します。
- 3) 本通知の小型企業、超小型企業は、「中小企業類型区別標準規定」（工信部連企業〔2011〕300号）に適合する小型企業と超小型企業を指します。その内、資産総額と従業員の指標は貸付を供与する時の実際の状態から確定されます。営業収入の指標は貸付を供与する以前の12ヶ月の暦月の累計から確定されます。12ヶ月に満たなければ、以下の公式で計算します。

営業収入（年）= 企業の実際の存続期間の営業収入 / 企業の実際の存続月数 × 12

- 4) 本通知の少額融資は、一つの口座の与信が1,000万元（1,000万元を含む）以下の小型企業、超小型企業と個人事業主の融資を指します。与信限度額がなければ、一つの口座の融資契約額及び貸出残高が1,000万元（1,000万元を含む）以下の融資を指します。
- 5) 金融機関は関連の免税証明材料を保存する必要があります。免税条件に適合する少額融資の利息収入を単独に計算し、現行の規定により主管税務機関に納税申告します。単独で計算を行わない場合、増値税を徴収します。
- 6) 銀保監会は年で免税政策の執行状況の監督考察を行います。監督考察の結果を直ちに財税主管部門に通告します。金融機関が小型薄利企業に信用貸付を供与することを奨励し、担保取得の中間段階を減少させ、有効に小型薄利企業の総合的な融資コストを引き下げます。

各地方の税務部門は免税政策の執行状況の後続管理を強化します。金融機関に小型薄利免税政策の特別検査を行います。問題を発見すれば、現行の税收法律法規で処理します。関連状況を国家税務総局（貨物と労務税司）に報告します。

財政部が各地方の財政監察機関は免税政策の執行状況の特別検査を執行します。

7) 金融機関が小型企業、超小型企業及び個人事業主に一つの口座の与信が 100 万元（100 万元を含む）以下若しくは与信限度額がない場合、一つの口座の融資契約額及び貸出残高が 100 万元（100 万元を含む）以下の貸付を供与することからもらう利息収入について、継続的に「財政部 税務総局による、小型薄利企業の融資を支持する関連税收政策に関する通知」（財税〔2017〕77号）の規定により増値税を徴収しません。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3721631/content.html>

5. 国家税務総局によるハイテク企業と科学技術型中小企業の繰延欠損金の補填年限の延長と企業所得税の処理に関連する問題の公告

ハイテク企業と科学技術型中小企業の発展を支持するため、「中華人民共和国企業所得税法」及びその実施条例、「財政部 税務総局によるハイテク企業と科学技術型中小企業の繰延欠損金の補填年限を延長する通知」（財税〔2018〕76号、以下「通知」と略称します）の規定により、今回ハイテク企業と科学技術型中小企業の繰延欠損金の補足年限の延長と企業所得税の処理に関連する問題について以下の公告を行います。

- 1) 「通知」の第一条の当年度ハイテク企業若しくは科学技術型中小企業の資格（以下「資格」と略称します）がある企業について、資格取得年度以前の五年度に発生した欠損とは、その年資格を取得した企業がその前の五年間に、資格の有無にかかわらず、発生した未補填の欠損です。
- 2) ハイテク企業は取得したハイテク企業証明書に明記した有効期の所属年度により、資格がある年度を確定します。

科学技術型中小企業は取得した科学技術型中小企業入庫登録番号に明記した年度により、資格がある年度を確定します。

- 3) 企業が特殊性税務処理の規定に適合する合併・分割再編の事項が発生した場合、未補填の欠損は、「財政部 国家税務総局による企業再編業務の企業所得税の処理の若干問題に関する通知」（財税〔2009〕59号）と本公告の関連規定により税務処理を行います。
- 4) 「通知」と本公告の規定に適合し、繰延欠損金の補填年限を延長する条件に適合する企業について、企業所得税を前納・確定申告する時、自ら補填年限を計算し、関連納税申告表に記入します。
- 5)本公告は 2018 年 1 月 1 日から執行します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3712445/content.html>